

令和 5 年 2 月 16 日

第 1 版

令和 5 年 7 月 25 日

別紙改訂

福井県立病院治験に関する業務手順書【補遺 2】

Agatha を利用した治験関連文書の電磁化に関する標準業務手順書

本手順書で使用する用語の定義

用語	定義
電磁的記録	人の知覚では認識できない、電子式・磁気式・光学式などの方法で記録され、コンピュータで処理される記録。本手順書では、Agatha 内で作成、交付、受領及び保存するファイルを電磁的記録とする。
電磁的記録利用システム	治験依頼者、院長、治験責任医師並びに治験薬等委員会の間での電磁的記録の作成、交付、受領及び保存に用いるシステム
コンピュータ・システム・バリデーション	コンピュータシステムが、完全性、正確性、信頼性及びユーザーの意図（ユーザー要求、使用目的等）どおりに確実に動作することを検証・保証し、文書化すること
実務担当者	規定や文書等で責任者の行うべき業務の権限を与えられ、代行する者
治験関連文書	医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成 9 年厚生省令第 28 号）、医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成 17 年厚生労働省令第 36 号）、再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成 26 年厚生労働省令第 89 号）及びこれらを改正する省令並びにこれらに関連する法令、通知、事務連絡等に基づき治験依頼者、院長、治験責任医師並びに治験薬等委員会間で交付、受領される文書

1. 目的

本手順書は、文書管理クラウドシステム「Agatha」を用いて、治験関連文書を電磁的記録として作成、交付、受領及び保存する手順を定め、電磁的記録を用いた治験手続きの信頼性を確保し、効率性を推進することを目的とする。

2. 基本的な留意事項

本手順書の適応範囲内において治験関連文書を電磁的記録として利用する際は、「医薬品等の承認又は許可等に係る申請等における電磁的記録・電子署名の利用について（平成17年4月1日付け薬食発第0401022号 厚生労働省医薬食品局長通知）」（以下、ER/ES指針）で求められる要件に留意し、電磁的記録利用システム又はその運用手順により電磁的記録の信頼性を確保する必要がある。特に手順で信頼性を確保する場合は、「「治験関連文書における電磁的記録の活用に関する基本的考え方」の一部改正について（平成26年7月1日付け厚生労働省医薬食品局審査管理課事務連絡）」に掲げられた留意事項を踏まえて手順を整備し、実施した事実経過を後日第三者が検証可能となるよう記録する。

また、治験契約前から治験関連情報の電磁的記録入手することを鑑み、機密性の確保に努める。

3. 適応範囲

3.1 本手順書の適応となる電磁的記録利用システムの範囲

電磁的記録利用システムとして、ER/ES指針で必要とされる要件に対応でき、コンピュータ・システム・バリデーションを実施しているAgathaを利用する。Agathaのシステム稼働は、アガサ株式会社がAgatha法人利用規約¹に従い提供する範囲とする。電磁的記録を管理するためのAgathaの機能は、Agatha操作ガイド²に示される範囲とする。

3.2 本手順書の適応となる治験手続き範囲

- (1) 治験関連文書の作成及び交付
- (2) 治験関連文書の受領並びに保存
- (3) 治験関連文書の破棄

3.3 本手順書の適応となる治験関連文書

- (1) 「統一書式通知」³で規定される書式及び参考書式
- (2) 統一書式に添付される資料
- (3) その他、各試験で本手順書の適応対象と決定した資料

3.4 本手順書の適応外となる治験関連文書

¹ <https://www.agathalife.com/tos/>

² <https://support.agathalife.com/portal/ja/kb/agatha-inc/%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%82%AC%E3%82%A4%E3%83%89>

³ 新たな「治験の依頼等に係る統一書式」の一部改正について（平成30年7月10日、医政研発0710第4号、薬生薬審発0710第2号、薬生機審発0710第2号）及びその後の改正を含む

- (1) 署名等が求められる以下の文書で、紙で署名等を行った文書
 - ・ 治験実施計画書の合意を証するための記録
 - ・ 治験契約書及び付随して締結する覚書等
 - ・ 同意文書
 - ・ 署名印影一覧表
 - ・ 症例報告書
- (2) 紙を原本とする文書

4. 電磁的記録に関する文書管理業務の責任者

4.1 文書管理業務の責任者

院長、治験薬等委員会委員長、及び治験責任医師は、各々が取り扱う文書を管理する責任を持つ。

4.2 実務担当者への業務権限の委譲

文書管理業務の責任者は、「(別紙) 業務責任者等一覧表」により業務責任者・実務担当者を定める。この場合にも、文書管理の責任は責任者が持つ。

5. 電磁的記録のファイル形式、ファイル名、フォルダ名

5.1 電磁的記録のファイル形式

原則として以下のファイル形式にて資料の作成、交付、受領並びに保存を実施する。

- ・ Adobe Portable Document Format (PDF)
- ・ Microsoft Word／Excel／PowerPoint

5.2 交付及び受領並びに保存時のフォルダ名及びファイル名

フォルダ名及びファイル名に関する手順を定めるか、または、治験依頼者と協議し決定する。

6. 受領側からの電磁的記録による交付の承諾

本手順書で示す電磁的記録での治験手続きについて以下の点を受領側に提示し、承諾を得る。

- (1) 通知上、確認すべき承諾の範囲
 - ・ 電磁的記録を用いて交付、受領を行う治験関連文書
 - ・ 交付及び受領に Agatha を利用すること
- (2) 業務上、確認すべき承諾の範囲
 - ・ 交付・受領を行う際に用いるファイル形式（バージョン情報を含む）、ファイル名、フォルダ名
 - ・ 保存に Agatha を利用すること

7. 電磁的記録の作成

特定のシステムや環境によらず広く利用され、十分な使用実績があるファイル形式を用いることとし、原則として Adobe Portable Document Format (PDF)、Microsoft Word、Excel もしくは PowerPoint にて電磁的記録を作成する。

8. 電磁的記録の交付及び受領

機密性の確保のため、権限設定によりアクセスが制限された Agatha を用いて、電磁的記録を交付又は受領する。

第6項で確認した承諾内容に従い交付用フォルダを作成し、そのフォルダ内に交付する電磁的記録を保管し交付する。

改変を禁止する電子的記録に関しては、改変を防止するため、Agatha 内の文書の状態を「確定」（改変できない状態）で交付する。

交付及び受領の事実経過（対応者、実施時期、内容）は、Agatha の監査ログに記録され、検証できる。

9. 電磁的記録の保存及び破棄

権限設定によりアクセスが制限され、監査証跡の記録等がなされた Agatha を用い電磁的記録を保存する。

電磁的記録の保管期間は、試験毎の治験契約書に定める期間とする。Agatha 内に保存した文書は、Agatha クラウドサービスの利用契約者へ連絡し、保管・破棄（データを削除）を依頼する。

10. 電磁的記録の監査・規制当局による調査等への提供

モニター、監査、治験薬等委員会並びに規制当局等による調査の際は、権限設定でアクセスが制限された Agatha にて必要な電磁的記録を閲覧する。

11. 治験手続きの电磁化に関する教育

治験手続きを電磁的に行う者は、事前に本手順書の内容を十分理解し業務を実施することとし、本手順書の内容の学習日、学習者を記録する。

また、Agatha の利用に関しても教育を受講し受講日、受講者を記録する。

12. 関連法令

12.1 遵守すべき法省令

- 医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成9年厚生省令第28号）
- 医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成17年厚生労働省令第36号）
- 再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成26年厚生労働省令第89号）
- 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成16年法律第149号）
- 厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成17年厚生労働省令第44号）

13. 関連通知等

13.1 参照すべき通知等

- 医薬品等の承認又は許可等に係る申請等における電磁的記録及び電子署名の利用について（平成17年4月1日付け薬食発第0401022号 厚生労働省医薬食品局長通知）

- ・ 「「医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令」のガイダンスについて」の改正について（令和 2 年 8 月 31 日付け薬食審査発 0831 第 15 号）
- ・ 「治験関連文書における電磁的記録の活用に関する基本的考え方」の一部改正について（平成 26 年 7 月 1 日付け厚生労働省医薬食品局審査管理課事務連絡）
- ・ 新たな「治験の依頼等に係る統一書式」の一部改正について（令和 4 年 11 月 30 日医政研発 1130 第 1 号、薬生薬審発 1130 第 5 号、薬生機審発 1130 第 1 号）

14. 付則

14.1 適用開始

- ・ 本手順書は、令和 5 年 2 月 16 日施行とする。ただし、令和 5 年 2 月 28 日までは、福井県立病院治験に関わる業務手順書【補遺】「カット・ドゥ・スクエアを利用した治験関連文書の電磁化に関する標準業務手順書」（令和 3 年 3 月 25 日）との併用を可とし、文書は重複しない。
- ・ 福井県立病院治験に関わる業務手順書【補遺】「カット・ドゥ・スクエアを利用した治験関連文書の電磁化に関する標準業務手順書」（令和 3 年 3 月 25 日）は令和 5 年 2 月 28 日をもって失効するものとする。

令和 5 年 2 月 16 日
第 1 版
令和 5 年 7 月 25 日
別紙改訂

(別紙：業務責任者等一覧表)

項目	業務責任者	実務担当者
院長の文書	作成	治験事務局長
	交付	治験事務局長
	受領	治験事務局長
	保管	治験事務局長
	破棄	治験事務局長
治験責任医師の文書	作成	治験責任医師
	交付	CRC／治験事務局
	受領	CRC／治験事務局
	保管	治験事務局長
	破棄	治験事務局長
治験薬等委員会の文書	作成	委員会事務局長
	交付	委員会事務局長
	受領	委員会事務局長
	保管	委員会事務局長
	破棄	委員会事務局長

注) 各試験の責任医師及び CRC については、「治験分担医師・治験協力者リスト」にて定めるものとする。

注) 治験事務局・委員会事務局には、当院との治験に係る業務委受託契約済の SMO の治験事務局担当・委員会担当も含まれる。